

身体拘束廃止未実施減算の単位数

身体拘束廃止未実施減算が適用されると、利用者全員分の基本報酬が減算になります。サービスごとの減算の単位数は以下です。

対象サービス	減算単位数
障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)/療養介護/障害児入所施設/共同生活援助/宿泊型自立訓練	基本報酬の 10%を減算
居宅介護/重度訪問介護/同行援護/行動援護/重度障害者等包括支援/生活介護/短期入所/自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)/就労選択支援/就労移行支援/就労継続支援 A 型/就労継続支援 B 型/児童発達支援/放課後等デイサービス/居宅訪問型児童発達支援/保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)	基本報酬の 1%を減算